

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 3日現在

機関番号：32682

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21720240

研究課題名（和文） 天聖令を使用した大宝令の復原研究

研究課題名（英文） A Reconstruction of the Taihō Statutes based on the T'ien-sheng Statutes

研究代表者

服部 一隆 (HATTORI KAZUTAKA)

明治大学・研究・知財戦略機構・共同研究員

研究者番号：20440175

研究成果の概要（和文）：中国において新たに発見された天聖令を使用することによって、日本古代国家の基本法であった大宝令の復原研究を実施し、以下の成果があった。i 天聖令発見以後 10 年間の研究史整理を行った。ii 天聖令と大宝令の条文比較を実施し、大宝令編纂方針の概要を明らかにした。iii 天聖令を使用した日唐令比較を実施するための基礎データとして、天聖令・養老令の比較表および大宝令逸文史料を作成した。

研究成果の概要（英文）：The T'ien-sheng Statutes (*T'ien-sheng ling*) newly discovered in China is used and the Taihō Statutes (*Taihō-ryō*) which is an organic act of Japan is restored. There were the following results. i, History arrangement of research for ten years was performed after T'ien-sheng Statutes discovery. ii, Article comparison of T'ien-sheng Statutes and Taihō Statutes is carried out, and the outline of the Taihō Statutes compilation plan was clarified. iii, Comparison of the Statutes in ancient Japan and T'ang China which use the T'ien-sheng Statutes, As the basic data for comparing, The comparison table of the T'ien-sheng Statutes and Yorō Statutes and The The text of lost Taihō Statutes was created.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学、日本史

キーワード：古代史・律令・大宝令・唐令・天聖令・田令

1. 研究開始当初の背景

(1) 天聖令発見以前の状況

日本の古代国家は律令を基本法とする律令国家とされる。ところが起点となる大宝令（701年成立）は現存せず、その全容は養老令（708年成立）によって推定されている。両者の間にそれほどの差異はないというの

が通説であるが、改変に積極的意味を持たせる説もあり、どちらも決定的根拠に欠ける。その要因として、大宝令が手本とした唐令が現存しないことが挙げられる。やむを得ず諸書から集めた逸文が用いられているが、不明な点が多く、厳密な唐日令比較ができないという問題点があった。

(2)天聖令の発見と研究の進展

ところが近年中国において天聖令が新たに発見され(1032年施行・4分の1が残存)、2006年に全文が公開された(『天一閣藏明鈔本天聖令校証』)。新聞報道で「世紀の発見」とされ社会的反響も大きい。天聖令には当時の現行法である宋令とともに旧法の唐令が保存されているため、以前とは比較にならない高精度で唐令が復原できることとなった。この復原唐令は、内容を分析すると大宝令が手本とした永徽令(651年成立)と大きな差異はないと考えられる。その結果、日本令は、多くの独自条文を含むという通説に反して、かなりの部分が唐令に準拠していることが判明し、唐日令の比較研究は全面的な再検討を迫られることになった。

(3)研究代表者の研究

代表者は天聖令が部分的に公開されている段階で、日本令は唐令に準拠している傾向があるという点に着目し、天聖令中における唐令の割合が最も高く、分析に最適である田令をサンプルとして研究を開始した。まず唐日令の条文比較を行ない、大宝・養老令の編纂方針について見通しを立て、その結果に基づき従来難解とされた条文の大宝令を復原し、田令の中核をなす班田収授法の法意を明らかにした。そしてさらに、上記の研究を総括する形で、大宝田令における班田収授制を中心とした田制について、歴史学研究会大会で報告をした(「日本古代田制の特質—天聖令を用いた再検討—」2007年)。その結果、大宝令は個々の条文だけでなく体系的な唐令の構造自体を継受しており、大宝令編纂時の実情に合わせて作成されていることを明らかにした。天聖令を用いた唐日令比較に大宝令を使用するのは、代表者の創見である。

(4)申請時の課題

天聖令の全文公開後、唐日令の比較研究が改めて注目されており、全体として日本令は唐令に準拠している場合が多いが、編目ごとに日本的要素の多寡があることが判明しつつあった。つまり各編目の比較研究から全体像を構築していく段階に進展したのである。ところが研究は唐令と養老令の編目別比較に留まっており、さらに大宝令の問題にはほとんど触れられていないのが現状であった。

2. 研究の目的

(1)概要

大宝令は古代国家の基本法であり、律令国家の構想を規定したものである。しかし大宝令は現存せず、養老令や逸文によって推定されているが、手本とした唐令が現存しなかったため不明な点が多かった。そこで本研究では、確実な大宝令逸文を核として、近年中国

で発見された天聖令を使用するという新たな方法で大宝令の復原を行い、唐令と大宝令・養老令の関係を抽出することによって、大宝令の編纂方針を解明する。

(2)研究の特色

本研究では天聖令を用いた唐日令比較に、養老令だけでなく、大宝令の復原研究を活用することとする。律令法は唐令→大宝令→養老令という順序で継受されているため、唐令と養老令が明確になれば、その中間に位置する大宝令(『令集解』に逸文が存在)はより正確に復原できる。以上のように、大宝令逸文を唐令と養老令の中間に位置付けることによって大宝令を復原し、国内法である浄御原令(689年施行)との関係も考慮して、その編纂方針を解明する。さらに大宝令の編纂方針が解明できれば、律令制とは何かという東アジア全体の問題解明にも寄与することができる。

3. 研究の方法

(1)概要

本研究は、天聖令を用いた唐日令比較に、養老令だけでなく大宝令の復原研究を活用するという独創的な方法を使用している。大宝令の復原にあたっては、天聖令と養老令の二つを基準とし、各編目における客観的な傾向を導き出すという新たな方法を使用するため、従来の個別的な復原と比較して、より確実な結論が得られるはずである。

また『令集解』古記の分析によって大宝令の引用法を明らかにし、正確な大宝令逸文が提供できる。その結果、大宝令と養老令の差違が明確となり、浄御原令と併せて検討することによって、より確実な大宝令の編纂方針が判明する。天聖令残存部分において以上のことが確認できれば、残存していない部分についてもかなりの蓋然性を持って大宝・養老令の差違や大宝令の編纂方針を推測することが可能となる。

(2)予想された結果

上記の方法によって大宝令全体、つまりは律令国家がどのように構想されたのかを初めて実証的に考察することができるようになる。さらには根拠のない仮説により想定されてきた浄御原令や近江令(670年以前成立)・大化改新詔(646年)など大宝令以前の諸法令の実証的な検討が可能となり、律令国家成立史の解明にも大いに役立つ。

このように大宝令の編纂方針が判明すれば、天聖令が残存していない部分の中国令を推測することも可能となり、中国で成立し広く受容された律令制とは何かという東アジア全体の問題を解明することにつながる。

(3) 研究計画

(a) 唐日令比較研究、(b) 『令集解』 研究に分類し、(a)・(b)を並行する形で進める。(a) まず田令を分析して基本的な問題点を抽出し研究の基点とする。つぎに田令以外について、唐日令条文を一覧表化し、天聖令と養老令の対応条文を対照し、i ほぼ同一な形で継承した部分、ii 省略した部分、iii 改変した部分、iv 新たに作成した部分に分類して、編目ごとに唐・大宝・養老令の関係についての客観的な傾向を導き出す。(b) 『令集解』 古記を中心とした大宝令の引用法を分析する。また従来の大宝令復原研究を整理する。最終的に(a) (b)の成果から大宝令の編纂方針を解明する。

4. 研究成果

(1) 天聖令の研究史整理

① 天聖令研究文献目録の作成

天聖令の発見が紹介されてから約 10 年間の研究文献 (1999 年度～2009 年度) を収集した。研究計画にはなかったが、2006 年の天聖令全文公開を経て、想定より大幅に研究が進んだため、必須の基礎的作業として実施した。そのため中国法制史 (岡野誠氏)・中国史 (石野智大氏) の研究者と連携を図った。その成果は、服部一隆『『天聖令』研究文献目録—日本語文献を中心として—』(『古代学研究所紀要』12)、岡野誠・服部一隆・石野智大『『天聖令』研究文献目録 (第 2 版)』(『法史学研究会会報』14) として公開され、国内外で使用されている。とくに本科研で作成した日本語文献目録は、中国の研究者に重用されており、継続の要望も受けている。

② 天聖令の研究史整理

①の文献目録と併せて天聖令の発見から約 10 年間の研究史の整理を実施した。

2009 年 10 月に「日本における天聖令研究の現状—日本古代史研究を中心に—」という題名で、中国における天聖令研究の中心である中国社会科学院歴史研究所の黄正建氏と共同報告を実施した。本報告は同名で (『古代学研究所紀要』12) に掲載され、国内外の研究者に使用されている。文献を博捜し、論点を網羅しているのが本研究の特徴である。

(2) 天聖令と日本令の条文比較

① 『班田収授法の復原的研究』の刊行

本研究の前半に行った田令における日唐令比較によって、班田収授法とその成立・展開について検討し、2012 年 3 月に明治大学から博士学位 (史学) を取得した。さらに本研究を基に同名の単著を執筆し、吉川弘文館より 2012 年 5 月に刊行した。審査所見を書き加える必要から刊行が 2012 年度となったが、博士論文は 2011 年度に提出しており、本書の執筆・校正作業は全て 2011 年度内に実施

しており、実質的には本科研の成果である。

② 天聖令と養老令の条文比較

天聖令のデータを作成し、養老令のデータに大宝令逸文を加えたものと比較した。

準備段階として、天聖令と養老令の全条を比較し、おおまかな傾向を明らかにした。

2010 年 5 月に日本史研究会古代史部会の依頼によって、「天聖令研究の現状と大宝令復原研究」という報告 (招待講演) を実施した。そこでは、天聖令の概要説明および天聖令と養老令の全編目にわたる比較を実施した。編目ごとに継受の特徴があることを指摘し、若干の大宝令の検討も加えた。東京大学を中心とした関東地区に比して天聖令研究が盛んでない関西地区において成果報告をできたことは、本研究が全国的な研究と認識されたことを示す。本報告の一部は「養老令と天聖令の概要比較」(『古代学研究所紀要』15) において発表した。

③ 天聖令と大宝令の条文比較

②の作業を踏まえて、天聖令と大宝令の条文比較を実施した。その結果は、2011 年 11 月に歴史学研究会日本古代史部会において「天聖令を使用した大宝令研究試論」という題名で報告を実施した。そこでは大宝令の編纂方針の概要について、編目による唐令継受の傾向があり、新規定を作成する際に唐令を改編して盛り込むことが通例で、それができない場合に新条文を作成することが判明し、とくに編目冒頭の配列を組み替えて規定する傾向があることを明らかにした。

当初の研究計画では、天聖令との比較によって大宝令の編纂方針をさらに具体的に検討する予定であったが、分析の過程において、天聖令と日本令の共通性だけでなく、日本の独自性の検討が必要であることが判明した。この見解に従って、新たに科研費を申請し、研究を継続する予定である (詳細は後掲)。

本研究の全体像については、中国への準拠という共通性において日本文学との関連性を指摘するという新たな視点から 2012 年 1 月に「天聖令の発見と日本古代史研究」という紙上発表を行った。また、本研究の日本古代史研究全体における位置づけについて、2012 年 5 月刊行の『班田収授法の復原的研究』第一編第一章「天聖令研究の現状」、終章「結論と展望」などにも執筆した。

(3) データの作成

① 唐日令比較研究

天聖令を影印本と比較して新たな校訂を行い、『令集解』から大宝令の逸文を収集した。上記に基づき天聖令データと養老令に大宝令逸文を付したデータを上下に対照させた表を作成した。当初の計画では、唐令 (上段)・大宝令逸文 (中段)・養老令 (下段) の 3 段組の表を作成する予定であったが、空白

が増えることから計画を変更し、天聖令と養老令を中心とした2段組の表を作成することとした。

②『令集解』研究

大宝令の逸文を含む『令集解』古記データ(大宝令逸文史料)を作成し、『令集解』刊本と比較してより正確なデータとして改訂した。大宝令復原に関する研究文献を収集し、その後のものを増補して目録化した。

状況に合わせて計画を変更し、初年度に天聖令の研究史整理を実施したため、当初の計画にあった『令集解』古記データの写本による校訂は省略した。

(4) 研究の評価と継続

代表者の研究は、「天聖令を使用した大宝令復原研究」というテーマからみても間違いなく日中におたる国際的研究である。

日本国内では田制や天聖令を使用した日唐令比較研究などとして広く引用されている。また『ACTA ASIATICA』99(東方学会2010年)の日唐比較による日本古代律令制研究特集および黄正建主編『天聖令與唐宋制度研究』(中国社会科学出版社2011年)にも掲載されるなど、すでに国際的評価を得ている。本研究の成果も、早くは黄正建「『天聖令』の唐宋史研究における価値について—現在の研究成果を中心に—」(『日本古代学』2、2010年)において使用され、趙晶「『天聖令・賦役令』「丁匠」諸條疏補」(『文史』2011年4期)や同「近代以来日本中国法制史研究的源流」(『比較法研究』2012年2期)などに引用されるなど(Google 検索可)、中国においても確実に利用されている。文献目録については口頭で作成依頼を受けたこともあるなど、思った以上に広く使用されているようである。

本研究は新発見の天聖令を対象としたため、計画作成時には中日における研究の進展が予測できなかった。また、天聖令を使用した日唐令比較によって、大宝令の編纂方針を検討し、両者の類似性が判明したが、大宝令を中心とした日本の独自性がいかなる要因に依るのかは明確にならないことが課題となった。そこで今後は、本科研を中国を中心とした海外文献も対象とした国際的研究として進展させ、日本の独自性を明らかにするために、古文書・出土文字資料などの一次史料や単行法令を併せて分析することとした。上記研究については、基盤研究(C)「天聖令を使用した大宝令独自性の研究」(課題番号24520774)として採択されており、今後も研究を継続する。本科研で作成した文献目録や研究史整理については継続して、とくに中国等の国外の研究者に提供するようになりたい。さらには代表者も中国等海外での報告を予定している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ①服部一隆、天聖令の発見と日本古代史研究、東アジアの中の韓国と日本、査読無、2、2012、191-198
- ②服部一隆、養老令と天聖令の概要比較、古代学研究所紀要、査読無、15、2011、33-46
- ③服部一隆、日本における天聖令研究の現状—日本古代史研究を中心に—、古代学研究所紀要、査読無、12、2010、31-52

[学会発表] (計4件)

- ①服部一隆、天聖令の発見と日本古代史研究、第2回 明治大学・高麗大学校 国際学術会議、2012年1月26日、明治大学(東京都)
- ②服部一隆、天聖令を使用した大宝令研究試論、歴史学研究会日本古代史部会、2011年11月26日、専修大学(東京都)
- ③服部一隆、天聖令研究の現状と大宝令復原研究、日本史研究会古代史部会、2010年5月8日、機関誌会館(京都府)
- ④服部一隆、日本における天聖令研究の現状—日本古代史研究を中心に—、複眼的日本古代学の人材育成プログラム特別公開講義、2009年10月24日、明治大学(東京都)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

服部 一隆 (HATTORI KAZUTAKA)

明治大学・研究・知財戦略機構・共同研究員

研究者番号：20440175